

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第53号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「建築物」を「特定建築物」に改め、「掲げる」の次に「建築物で、令第16条第1項に規定する建築物以外の」を加え、同条第6号を削る。

第9条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改める。

第10条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「昇降機その他の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第8条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる建築物」を「令第16条第1項に規定する建築物及び第8条に規定する特定建築物（同条第5号に掲げる特定建築物を除く。）」に改め、「及びハに規定する機械換気設備及び」を「の機械換気設備及び同号ハの」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第8条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる建築物」を「令第16条第1項に規定する建築物及び第8条に規定する特定建築物（同条第5号に掲げる特定建築物を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

（3） 第8条に規定する特定建築物（同条第5号に掲げる特定建築物を除く。）に設けた令第109条第1項に規定する防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。））に限る。）

第10条第2項を削る。

第11条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（工作物の定期検査の報告の時期）

第11条の2 施行規則第6条の2の2第1項の報告の時期は、1年ごととする。ただし、同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目についての報告の時期は、3年ごととする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項において読み替えられた、同令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の報告の時期は、改正後の第11条の規定にかかわらず、防火設備に係るものについては平成28年6月1日から平成31年5月31日まで、小荷物専用昇降機に係るものについては平成30年6月1日から平成31年5月31日までとする。
- 3 改正後の第10条の規定により新たに指定されることとなる特定建築設備等（防火設備及び小荷物専用昇降機を除く。）であって、この規則の施行の際、現に次の各号に掲げる建築物に設けられているものに係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による報告については、当該各号に掲げる日に改正後の第10条の規定により指定されたものとして、改正後の第11条の規定を適用する。
 - （1） 建築基準法施行令（昭和25年政令第40号）第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。）の用途に供するものに限る。） 平成29年4月1日
 - （2） 建築基準法施行令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院又は診療所の用途に供するものを除く。）、同項第4号に掲げる建築物及び同項第5号に掲げる建築物（百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものを除く。） 平成30年4月1日